会津若松市新斎場整備運営事業

個別対話の議題への回答

・「会津若松市新斎場整備運営事業」について、令和8年10月27日に実施した意見交換会の議題への回答を公表します。

・議題は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

・各議題への回答は、現時点での会津若松市の考え方を示したものです。募集要項等の内容について加筆・修正等を行う場合は、適宜、修正版等を提示しますのでご留意ください。

・対話者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、議題及び回答を公表しない場合があります。

令和8年11月16日

福島県会津若松市

■ 個別対話の議題への回答

No.	議題・確認したい内容	背景・趣旨	事業者回答を踏まえた回答案
1	施設整備業務、稼働準備業務、維持管理業務及び運営業務に係る対価の支払について、前金払を希望する場合の支払い限度額については、契約時契約書へ具体的な金額記載や支払い回数の記載は可能でしょうか	支払いに伴い出来高や既済検査等について具体的に確認したい。	募集要項別紙2『対価の構成・支払方法』には、別表として支払対価の金額及び支払スケジュールが付されています。この資料は、提案内容に基づき、各種契約締結時までに事業者が作成し、市が承認することで最終的に決定されることとしています。また、設計・建設工事請負契約書(案)別紙4『対価の構成・支払方法』は【募集要項別紙2に基づいて規定する】とされているため、設計・建設工事請負契約書には具体的な支払金額および支払回数が記載されることとなります。なお、稼働準備業務、維持管理業務及び運営業務に係る対価については、前金払の対象とはしていません。
2	募集要項 別紙2 対価の構成・支払方法 設計・建設工事請負契約書(案) 第51条(請負代金の支払)	契約書(案)第51条に、「・・・検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。・・・」との記載があり、設計業務については、ア基本設計、イ実施設計、ウ各種許認可手続き、エ設計意図伝達、の4つの業務となっております。設計業務の完了とは、ア、イ、ウ、エまで完了した場合と思われますが、エの業務内容は、工事着手時に1～2回程度、工事監理者及び事業者に説明する機会を持つ程度の業務であって、工事着手後、速やかに、募集要項 別紙2 施設整備対価A-1が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	施設整備対価A-1の設計業務に要する費用のうち、基本設計及び実施設計並びに各種許認可手続きに要する費用は、設計・建設工事請負契約書(案)第16条に示す完了確認後に請求することができます。一方で、設計意図伝達業務は、工事着手時に限らずに、工事の各段階において必要に応じて実施いただきたいと考えています。そのため、施設整備対価A-1の設計業務に要する費用のうち、設計意図伝達に要する費用は、建設業務にかかる検査に合格後、請求ができることとします。募集要項別紙2『対価の構成・支払方法』及び様式5-3,5-6を修正します。
3	発電設備に係る燃料貯蔵量について	火葬炉最大6基3回転以上、との要求水準ですが、大規模災害時においてはご遺体の搬送体制が整うまでの数日間は通常件数以上の受入要望が無い可能性が高いと考えます。燃料の貯蔵量を増やすと当然コストアップにもなるため、大規模災害時における斎場での受入態勢、貴市の想定について、擦り合わせをさせていただきたい。	大規模災害発生時は、本市のみならず、近隣市町村からの火葬受け入れも想定されるため、原案のとおりとします。
4	テレビ共聴設備について	「募集要項等に関する質問(第1回)に対する回答」の「■要求水準書に関する質問の回答NO15」において、「今後方向性が決定し次第、要求水準書の修正を含めて回答致します」とありました。 現状通りの衛星放送受信のみとなるのであれば問題ありませんが、共同アンテナによる地上デジタル放送受信となった場合、引込負担金や年会費や維持管理費が発生すると思われますが、これらはそれぞれ市と事業者のどちらの負担となりますでしょうか。	近隣の共同アンテナによる地上デジタル放送受信を想定した計画としてください。なお、共同アンテナ使用に伴う経費負担は、次の通り想定しています。 市負担：共同アンテナ組合加入金 事業者負担：回線引き込み経費及び年会費(維持管理費)

■ 個別対話の議題への回答

No.	議題・確認したい内容	背景・趣旨	事業者回答を踏まえた回答案
5	塀、柵、生垣等について	「募集要項等に関する質問(第1回)に対する回答」の「■要求水準書に関する質問の回答NO7」において、「明らかに必要のない部分」をご回答頂き、区域Aに関しては整理できましたが、区域BとCは以下のような考え方でよろしいでしょうか。 区域B:道路に接する部分と民地に接する部分には既に柵があるため、新たな塀、柵、生垣等は設置しない考えですがよろしいでしょうか。 区域C:市側にて行う造成工事で設置する雨水排水側溝部分全周に、塀、柵、生垣等を設置し、残置林と地山部分の敷地境界部には塀、柵、生垣等は設置しない考えですがよろしいでしょうか。	区域Cについてはご理解の通りです。区域Bに現に設置されている柵は、老朽化が進んでいるため、全撤去したうえで、新たな塀、柵、生垣等を設置してください。
6	事業敷地入口のNTT所有柱(弱電柱 南青木51柱)について	NTT所有柱(弱電柱 南青木51柱)が事業敷地入口に建柱されており、造成工事において工事車両動線に支障となることが想定されますが、 移設先の位置が決まっていればご教示ください。	当該電柱については、令和9年4月末までに移転を完了する方向でNTTと協議中ですが、具体的な移転先の位置は協議の結果を踏まえて決定する予定です。なお、区域C若しくは区域Dに設置する場合においても、可能な限り道路境界西側端部に設置する方向で考えており、区域Cへの車両進入に出来る限り支障の出ない工法を採用予定です。
7	告別スペースに置いてある仏像について	現斎場の告別スペースに置いてある仏像の取扱いについて、新斎場に移設すべきがご教示ください。	現斎場の備品(仏像も含む)は、新斎場に移設する予定はありません。
8	備品リストで示されていた風除室の「玄関マット」	備品リストで示されていた風除室の「玄関マット」ですが、棺運搬車の移動の支障になるため、無しとして頂けないでしょうか。	玄関マットの設置は、雨水や雪が屋内に持ち込まれるのを防ぐことを目的としています。ただし、玄関マットの設置に代わる提案によって同様の目的が達成できる場合は、設置しないことも可とします。その場合、様式12-16『什器・備品リスト』の備考欄にその旨を記載してください。
9	調査業務における家屋調査	家屋調査の範囲をご教示頂きたい。	事業用地の敷地境界線から概ね20m範囲内を、近隣家屋調査の対象としてください。

■ 個別対話の議題への回答

No.	議題・確認したい内容	背景・趣旨	事業者回答を踏まえた回答案
10	小型除雪機について	備品リストにおいて「運転席付きローダータイプ」の小型除雪機がありますが、現斎場にあるものをお借りすることは可能でしょうか。または、購入ではなくリース調達とすることは可能でしょうか。	現在保有している小型除雪機は、現斎場の供用開始時に調達したものであり、老朽化が進行しております。現在は毎年何らかの修理を行いながら使用していますが、新斎場の供用開始に伴い廃棄予定です。そのため、現斎場の小型除雪機を貸し出すことはできません。 ただし、ご質問の趣旨を踏まえ、小型除雪機のリース調達を可とします。また、大雪時などの状況下においても、要求水準書64頁に記載されている除排雪業務の要求水準を、その他の方法で確実に満たす場合に限り、運転席付きローダータイプではない製品（手押し式など）を調達することも可とします。要求水準書別紙5「什器・備品リスト」及び様式集を修正します。